

契約事項確認書

No. 23038

探偵業の業務の適正化に関する法律第八条2に「探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該依頼者に交付しなければならない。」とあり、法令に基づき以下の通りご説明致します。

以下、受託者 株式会社トライ総合調査事務所 を甲とし、依頼者 を乙と記載します。

一、探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
本確認書の裏面、最終部にて記載します。

二、探偵業務を行う契約の締結をした者の氏名及び契約年月日
本確認書の裏面、最終部にて記載します。

三、探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法
調査内容 所在・行動・その他()
期 間 平成 年 月 日より平成 年 月 日迄
方 法 聞き込み・尾行・張り込み・その他

四、探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限
報告の方法 調査報告は原則として文書で行いますが秘密が保障されるとき、ファックス、電子メール、ビデオ等
を利用することがあります。また口頭による報告で支障がないときは前項の報告を省略することが
あります。
報告の期限 契約期間満了日より6ヶ月以内とします。

五、探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容
この調査を甲は外部委託する場合があります。乙はそれを了承します。
調査業務を委託する場合は、委託先業者が決定次第にご契約者様にその旨のご通知をいたします。尚、委託先業者に対して
は、ご契約者様の氏名等は一切通知致しません。通知しないことにより、調査の進行に支障があると判断される時は、ご契
約者様の了承を得た上で必要最小限事項のみを通知することとします。

六、探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払いの時期及び方法
合計金額 円
成功報酬 合計金額の %
支払予定日 平成 年 月 日
支払い方法 振込・集金
調査料金は原則として現金一時支払い前納のみとします。
ただし、支払い日時を明確にすることにより、調査料金の一部を後日支払いにできるものとします。
調査依頼の目的達成のため、調査の重要性に応じて乙が成功報酬を甲に支払う条件をつけることができます。
成功報酬は契約金の46%を上限とし別途申し受けします。

七、契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
契約の解除は甲乙のどちらかの申し出により解除できます。
① 甲から解除を申し出たとき
1. もっぱら甲に解除する事情ができたとき、契約調査料金の全額を乙に返還します。
2. 甲の事情ではなく調査を実施・継続できない理由が生じたとき、契約調査料金から下記を控除した額を乙に返還
します。
業務着手前 契約調査料金の10%を上限とする金額
業務着手後 契約調査料金の10%及び弊社料金規定により実施済み調査に該当する金額
② 乙から解除を申し出たとき
1. 本項①の2.と同じく契約調査料金から下記の割合を控除した額を乙に返還します。
業務着手前 契約調査料金の10%を上限とする金額
業務着手後 契約調査料金の10%及び弊社料金規定により実施済み調査に該当する金額

八、探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容
甲は契約書並びに調査情報を調査報告の終了後3ヵ月間は厳重に保存し、保存期間の満了後は廃棄処分します。
公文書確認等、調査目的を示す必要が生じた場合、甲は本契約書を提示することに乙は同意します。

その他の契約内容確認事項

- | | |
|---|---|
| <p>1 (契約書の目的)
この契約は甲(受託者)と乙(依頼者)の間で取り決めた見積書・依頼目的について、合意したことを証するため契約書を2通作成し、甲乙のそれぞれが各1通を所持します。</p> <p>2 (契約の成立)
調査依頼の内容と調査料金等について甲乙双方が合意し、所定の当事者欄に必要事項を記入した上、押印することで契約は成立します。ただし、部落差別に関する調査の契約はできません。
この契約は甲の調査経験、調査行動、管理システム、調査機材などをもって乙に役立てるための調査契約であり、調査の結果で生ずる乙の利益・損得とは無関係です。</p> <p>3 (成功報酬)
調査継続中に調査活動とは関わりなく家出人または被調査人の所在が判明したときは成功報酬の支払いは不要となり、同時に調査は終了します。ただし、これにより乙は調査料金の返還を求められません。</p> <p>4 (みなし終了)
この契約成立後、乙から調査実行の指示がないまま3ヶ月以上経過した場合は原則として甲は契約を終了させることができます。</p> | <p>5 (調査事項の制約)
甲は調査によって知りえた情報は第三者に秘匿します。また、その調査に従事した者も爾後第三者に秘匿します。
甲から得た調査結果を乙は犯罪行為、違法な差別的扱いその他の違法な行為のために用いることはできません。そのほか公序良俗に反する目的のために調査結果を用いることはできません。
乙が調査結果を第三者に洩らしたり、知らせたりした結果について甲は責任を負いません。
甲の調査活動による情報源、取材の方法などに関する事項は非公開とします。</p> <p>6 (追加契約)
調査の進展状態、または難航状態、および調査事項の変更などにより更に調査を進める必要があるとき、甲乙は相互に協議し、この契約とは別に、新たに追加契約を行うことができます。</p> <p>7 (訴訟)
万一、この契約に関して訴訟となったときは甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとします。</p> |
|---|---|

私(乙)は本確認書の両面に記載された契約事項について甲から説明を受けました。
これを了承し、契約事項の確認とします。

甲 所在地 大阪市北区西天満4-7-10 朝日ビル本館2階 名 称 株式会社トライ総合調査事務所 代表者 代表取締役 中野 義晃 応召又は依頼をする 場合に使用する名称 探偵事務所 まちの相談所 契約担当書	平成 年 月 日 乙 住 所 氏 名
---	-----------------------------